

みやぎ東日本大震災津波伝承館展示運營業務企画提案募集要領

第1 趣旨

この要領は、みやぎ東日本大震災津波伝承館展示運營業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者（以下「受注候補者」）を選定するために必要な事項を定めるものである。

第2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

みやぎ東日本大震災津波伝承館展示運營業務

(2) 委託業務の目的

本業務は、石巻南浜津波復興祈念公園に所在するみやぎ東日本大震災津波伝承館（以下「伝承館」という。）の東日本大震災の伝承に関する展示をとおして、未来に起こりうる災害において一人ひとりが「自らの生命は自ら守る行動」ととれるようになり、尊い命が失われることがないように、震災の記憶と教訓を伝えるもの。

(3) 業務の体制

業務の体制として、伝承館内に以下4人の人員（以下「解説員等」という。）を配置すること。

なお、解説員等が（4）ハに記載する休憩時間を取得する場合であっても、常時2人の体制は維持すること。また、毎月10日までに翌月の勤務体制について、宮城県（以下「発注者」という。）へ提出すること。

イ 主任解説員 1人

解説員の業務に加え、現場責任者として、解説員等の出退や休憩の管理、発注者との各種調整を行う者で伝承活動業務の高い知識を有するもの

ロ 副主任解説員 1人

解説員の業務に加え、現場の副責任者として、主任解説員の補佐を行う者

ハ 解説員 2人

少なくとも1人は、伝承活動業務の知識を有する者又は被災経験者であり、東日本大震災の津波のおそろしさを伝えることができる者

(4) 業務の場所等

イ 業務場所 伝承館内

※石巻南浜津波復興祈念公園の施設概要は別紙1のとおり

ロ 所在地 石巻市南浜町二丁目1-56

ハ 従事時間 午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩時間1時間）

※伝承館の開館時間は午前9時から午後5時まで

ニ 開館日 別紙2のとおり。ただし、新型コロナウイルス感染拡大状況や展示の保守点検等により開館時刻の変更や臨時休館する場合がある。

ホ 休館日 以下のうち、毎月11日を除いた日

- ・月曜日（祝日の場合は翌日。ただし、ゴールデンウィーク期間除く）
- ・年末年始（12月29日から1月4日まで）

(5) 業務の内容

- イ 来館者の対応に関すること（受付窓口での対応、施設案内、避難誘導等）
※県が別途発注の上、館内の思い致す場（多目的スペース）で実施予定の企画展示や語り部講話等の周知に関するを含む
- ロ 展示の解説に関すること（予約団体、希望する来館者に対する展示内容の解説、質問対応等）
- ハ 展示の管理に関すること（簡易な清掃及び軽微な点検等）
※ロ及びハの対象となる展示の概要は別紙3のとおり
- ニ 震災伝承施設、震災伝承団体等の案内・紹介に関すること
(震災伝承施設等の概要や連絡先の案内等)
- ホ 解説員等への研修の実施に関すること（年2回以上）
- ヘ 現在の展示物の基本的配置を損なうことなく、県の展示スペース内での期間限定の展示物設置や、その解説に係る企画運営に関すること
※館内の思い致す場（多目的スペース）での実施は不可
- ト その他、展示運営に当たり発注者が必要と認めること
※団体予約の受付、アンケート用紙の回収・集計、電話での問い合わせ対応等については、県で行う

(6) 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(7) 設計事業費（委託上限額）

51,460,200円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

(8) その他

本業務の実施に係る一切の費用は、委託費用に含める。

本業務の実施に関して、受注候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と受注候補者で協議の上、決定する。また、業務委託後の実際の業務内容や進め方については、逐次、発注者と協議して決定する。

第3 応募資格要件

プロポーザルに企画を提案しようとする者（以下「企画提案者」という。）は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 県内に本店又は営業所等を有する者。
- (2) 「第2 委託業務の概要(5) 業務の内容」に定める業務について、十分な遂行能力を有し、適切な執行体制を整える見通しがある者。
- (3) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (5) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しない者。

- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの。）に該当しない者。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの。）に該当しない者。

第4 企画提案に関すること

(1) 全体スケジュール

① 企画提案募集の公告	令和3年12月24日（金）
② 業務に関する質問受付	令和3年12月24日（金）から 令和4年1月14日（金）午後3時まで
③ 質問への回答	令和4年1月18日（火）まで
④ 企画提案書の提出期限	〃 1月25日（火）午後5時
⑤ 企画提案書の書面審査 （5者を超える場合に限る）	〃 1月26日（水）【予定】
⑥ 書面審査の結果通知 （5者を超える場合に限る）	〃 1月27日（木）【予定】
⑦ 受注候補者選定委員会	〃 1月31日（月）【予定】
⑧ 選定結果の通知及び公表	〃 2月上旬【予定】
⑨ 受注候補者との見積合わせ	〃 2月上旬【予定】

(2) 企画提案募集の公告

本業務の企画提案募集については、令和3年12月24日（金）から出納局契約課及び復興・危機管理部復興支援・伝承課のホームページ上で公告する。

契 約 課	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/ksi3.html
復興支援・伝承課	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/densho/denshokan-itaku.html

(3) 業務に関する質問受付及び回答

質問先	宮城県復興・危機管理部 復興支援・伝承課 震災伝承班
質問方法	質問書（様式第3号）に必要事項を記入し、電子メール（ denshod@pref.miyagi.lg.jp ）により質問するものとする。
受付期限	令和4年1月14日（金）午後3時まで
回答方法	令和4年1月18日（火）までに復興支援・伝承課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。また、質問内容によっては回答しない場合もある。

(4) 企画提案書類の提出等

イ 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 企画提案提出書（様式第1号）	1部
② 企画提案資格要件に係る宣誓書（様式第2号）	1部
③ 企画提案書（企画提案様式1ほか任意様式）	10部
④ 概算見積書（任意様式）※積算根拠（人件費等）記載	10部

ロ 提出方法等

提出先	宮城県復興・危機管理部 復興支援・伝承課 震災伝承班
提出方法	持参又は郵送（※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きの上、配達記録が残る方法とすること。）
提出期限	令和4年1月25日（火）午後5時（必着）

ハ 企画提案に当たっての留意事項

- (イ) 企画提案数は、1企画提案者につき1提案とする。
- (ロ) 企画提案のために要する全ての経費は、参加申込者の負担とする。
- (ハ) 提出書類は、返却しない。
- (ニ) 提出した企画提案を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第4号）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合、再度の企画提案は認めない。
- (ホ) 提出書類は、提出後の差し替え、変更は認めない。
- (ヘ) 提出された提案書の著作権は、各参加申込者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表及びその他発注者が必要と認める場合には、当該提案書を無償で使用することができる。
- (ト) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
- (チ) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位に限る。

第5 提出書類への記載事項等

(1) 企画提案書

次のイからチまでの事項を記載すること。また、提案内容を具体的かつ分かりやすくまとめること。

イ 人員配置計画

企画提案様式1を記載し提出すること。

ロ 人材確保の方針、見通し

展示運營業務に必要な人材確保の方針、人材確保の具体的な方法及び見通しについて記載すること。

ハ 職員の育成計画

展示運營業務に従事する職員の資質向上を図るための計画を記載すること。

なお、接遇・マナー教育に係る計画を含め記載すること。

ニ 運営の体制

運営の体制図を提出すること。

ホ 来館者への展示解説の方法

来館者の年代や予約団体の要望する時間等に応じた展示解説の方法について記載すること。また、伝承施設を含む県内観光ルート等についての案内方法等についても記載すること。

へ 伝承団体・伝承施設等とのネットワークの形成方法

来館者を他の震災伝承施設に誘うための県内をはじめとする震災伝承施設、震災伝承団体等の案内・紹介の方法やそれらの施設等とのネットワーク構築方法について記載すること。

ト 県の展示スペース内での企画展示の内容等

県の展示スペース内での期間限定の展示物設置の期間、展示場所、内容、解説の方法等について記載すること。

チ 本業務における提案者の強み

ノウハウ、類似業務の受注実績など、提案者が本業務を履行する上で強み（アピールしたい事項）について、その内容を具体的に記載すること。（既存のパンフレット等でも可とする。）

(2) 参考見積書

本業務に必要な経費の一切について、提案内容に基づき積算すること。

積算に当たっては、費用の内訳や積算根拠がわかるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

消費税等の額は、10%で算出すること。

第6 企画提案者の選定

(1) 参加申込者の資格要件の確認

提出書類に基づき、「第7 失格要件」の該当について確認する。

(2) 企画提案者の選定方法

発注者が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、選定委員ごとに各提案者の評価点を計算の上、最高点を付けた委員数が多い提案者から順に順位を決定し、総得点が満点の6割以上で、第1位と決定された者を受注候補者とする。

最高点を付けた委員が同数となった提案者がいる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い者を選定し、それでもなお同点の提案者がいる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を選定する。

企画提案者が1者の場合でも、総得点が満点の6割以上となった場合に、受注候補者とする。

企画提案者数が5者を超える場合には、書面による一次選定を行い、上位5者のみをヒアリング対象とし、当該5者から受注候補者を選定するものとする。

なお、ヒアリング審査に参加しなかった企画提案者は失格とする。

(3) 選定委員会によるプレゼンテーション審査

開催日	令和4年1月31日（月）午後（予定） ※開催時間等の詳細については、後日対象者に電子メールで連絡する。
会場	みやぎ東日本大震災津波伝承館
進行等	出席者は1者につき3名までとする。 企画提案者からの説明（20分）を実施後、委員から企画提案書等に係

	<p>る質疑応答（10分）を行う。</p> <p>なお、プレゼンテーションは、提出された企画提案書のみにより行うことを基本とするが、プロジェクター等の使用を希望する場合は企画提案書提出時に申し出ること。</p>
--	---

(4) 評価項目及び評価事項

次の審査項目及び配点（合計100点）により行う。

評価項目	評価事項	配点
業務遂行能力 (40点)	<p>1 適切な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任解説員は、伝承活動業務の高い知識を有するなど、求められる事項を満たしているか。 副主任解説員は、主任解説員の補佐を行う者として適切か。 解説員は、少なくとも1人は伝承活動業務の知識を有する者又は被災経験者であるなど、求められる事項を満たしているか。 常時4人の人員を配置できる無理のない体制を確保しているか。 上記人員と確実に雇用契約する見通しがあるか。 	25
	<p>2 職員の育成計画、研修の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 解説員等を育成する取組（解説員等への研修の内容を含む）が具体的かつ効果的か。 	15
展示目的の 達成に向けた 創意工夫 (50点)	<p>3 業務に対する知識・強み</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各地の震災伝承施設等に誘うゲートウェイ機能を果たすため、伝承団体・伝承施設等とのネットワークの形成が可能か。 予約団体の要望する説明内容、時間に応じた解説を行う能力を有しているか。 伝承施設を含む県内観光ルート等について、適切な案内が可能か。 現在の展示物の基本的配置を損なうことなく、県の展示スペース内での期間限定の展示物設置や、その解説に係る企画運営の提案が具体的かつ効果的か。 来館者の意見に基づき、県に対し館内展示物の効果的配置や展示内容の見直し等について提案することが可能か。 	35
	<p>4 類似実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 類似の業務を受注し、円滑に遂行した実績があるか。 	15
その他 (10点)	<p>5 積算費用の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案内容との整合がとれているか。 費用対効果が高いか。 	10
評価合計点		100

(5) 選定結果の通知及び公表

選定委員会による受注候補者の選定後、各企画提案者に対し、速やかに選定結果を書面にて通知するとともに、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。

ただし、選定された受注候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮す

る。

なお、選定経過に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申立も受け付けない。

第7 失格要件

次の要件に該当した時は失格とする。

- (1) 「第3 応募資格要件」に違反した場合
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- (3) 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書類を提出した場合
- (4) 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年1月1日施行）」に掲げる資格制限を受けた場合又は宮城県の「建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）」に掲げる指名停止を受けた場合
- (5) 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年1月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合
- (6) その他、公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

第8 応募者が1者又はない場合等の取扱い

応募者が1者の場合も審査を行い、採用案に相応しいと判断される場合は、企画提案書を提出した者を受注候補者として選定する。また、応募者がない場合や応募者全員の企画提案が採用案に相応しくないと判断された場合には、選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集する。再公募に当たっては、必要に応じ公募内容を変更する場合がある。

第9 受注候補者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

(1) 仕様書の作成

契約時における仕様は「第2 委託業務の概要」及び以下のイ、ロの記載事項を基本として、発注者と受注候補者とが協議の上、仕様書を作成する。

イ 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、業務完了後も同様とする。

ロ 個人情報の取り扱いについて

受注者は、本事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 見積もり合わせ・公表・契約

県は、選定委員会において決定した受注候補者1者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号（以下「財務規則」という。））に定める随意契約の手続きによ

り、予定価格の範囲内において見積もり合わせを行い、業務委託契約を締結するものとする。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の応募者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した応募者を受注者とする。

なお、見積もり合わせ結果等については、見積もり合わせを行った日の翌日（当該日が閉庁日の場合は、その翌日）から県政情報センターで閲覧方式により公表する。

(3) 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、発注者と受注者との協議により、契約書で定める。

(4) 契約保証金

受注者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

第10 その他

本業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始（歳出予算成立）前に企画提案の手続きを進めているものである。

したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約解除を行うものである。

第11 担当・問い合わせ先

宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課 震災伝承班（池田）

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2443（直通） FAX 022-263-9636

E-mail denshod@pref.miyagi.lg.jp